

旭市建設工事一抜け方式試行実施要領

令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、最低制限価格でのくじ引きによる落札決定の増加に対応し、地元業者の受注機会の確保に資するため、建設工事一抜け方式(以下「一抜け方式」という。)の試行に係る必要事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 一抜け方式の対象は、電子入札システムを利用する一般競争入札であり、次の各号に掲げるすべての要件に該当する入札で、市長が必要と認める案件とする。

- (1) 入札参加資格要件中「許可業種」、「登録地の要件」が同一であること
- (2) 工期が同一又は重複すること
- (3) 公告日、開札日がそれぞれ同一であること

(落札候補者の決定)

第3条 開札は、予定価格の大きいものから順に行い落札者(落札候補者を含む。以下同じ)を決定する。この場合において、開札順が上位で落札者となった者が行った、開札順が下位の案件に対する入札は無効とし、まだ落札者となっていない者だけで以後の開札を実施するものとする。

2 一抜け方式により、落札者決定通知書又は保留通知書をした入札において、その後、当該決定等が無効となった場合であっても、前項に基づく入札無効の決定は変更しない。

(公告)

第4条 一抜け方式の対象として入札を行うときは、次に掲げる事項を公告時に記載又は掲載すること。

- (1) 一抜け方式の対象であること
- (2) 開札順
- (3) 先に開札した案件で落札者となった場合、開札順が下位の案件に対する入札を無効とすること

(適用の例外)

第5条 一抜け方式の対象とした案件の中で、全ての入札者が第3条第1項の規定により無効となった案件については、当該入札においては一抜け方式を適用せず、全ての入札を有効として開札を行うものとする。この場合において、落札決定後に辞退があったとしても指名停止等の措置の対象としない。

2 前項の適用があった場合であっても、次順位以降の入札に第3条第1項の規定により無効とされたもの以外の入札者がいるときは、引き続き一抜け方式によって開札を行うことができるものとする。

3 全ての入札者が、第3条第1項の規定により無効となった場合は、全入札者を有効とし、再度一抜け方式を実施することができるものとする。

4 第2項の規定により、一抜け方式を取りやめた場合及び第3項の規定により再度一抜け方式を実施する場合は、落札者決定通知書又は保留通知書その他の方法により、その旨を通知する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日以降に公告する入札から適用する。